

★2019年10月1日から★

火気を使用する小規模な飲食店に

消火器の設置が**義務化**されます



平成28年12月に新潟県糸魚川市で発生した火災を受けて消防法令が改正され、火気を使用する飲食店は、**面積に関係なく消火器具の設置**が必要となります。



《こんろ等に次の装置が設置されている場合は必要ありません》

- 調理油加熱防止装置
- 自動消火装置
- 圧力感知安全装置
(カセットコンロ)



※調理油加熱防止装置が設置されているこんろは、左記のマーク等がついています。



＜お問合せ先＞

柳井地区広域消防本部 予防課指導係
電話：0820-23-7774